

「船川港長期構想委員会」設置要綱 新旧対照表

新	旧	備考欄
船川港長期構想委員会 設置要綱	船川港長期構想委員会 設置要綱	(変更なし)
第1条 ～ 第8条 (略)	第1条 ～ 第8条 (略)	(略)
(情報公開)	(情報公開)	
第9条 委員会は <u>公開を原則とするが、特定の団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に触れる等、会議を非公開にすべきであると委員会が認めたときは、非公開とすることができるものとする。なお、幹事会は非公開を原則とする。</u>	第9条 委員会は <u>自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。</u>	(変更)
第10条 ～ 第11条 (略)	第10条 ～ 第11条 (略)	(略)
附則	附則	
1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。 <u>令和5年8月24日一部改正</u>	1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。	(新設)